

無 災 害 記 録 証 授 与 内 規

(一社) 所沢地区労働基準協会

別表

- 第 1 条この内規は、この内規に定める期間無災害を樹立した事業場を賞し、安全意識の向上をはかり労働災害の防止に努めることを目的とする。
- 第 2 条所沢労働基準監督署管内の第 3 条に係る事業場であって、第 4 条に定める期間と時間を継続して無災害であったとき、この内規により無災害記録証を授与する。
- 第 3 条第 2 条の事業場とは労働基準法別表第 1 の各号の事業をいう。
- 第 4 条第 2 条による無災害記録は次によるものとする。

1無災害期間が 1 年以上継続した事業場であって、別表に示す業種別無災害時間を達成したもの。

2第 2 条の無災害記録証を受けた後も継続している無災害記録については、当該記録の達成日の翌日から起算し、さらに別表に示す業種別無災害時間を達成したもの。
- 第 5 条第 4 条の無災害時間は業務上の死亡又は休業災害、障害災害の発生した日の翌日から起算する。
- 第 6 条無災害期間中の延労働時間の算定は、雇用形態にかかわらずその事業場に属するすべての労働者について行い、実労働時間で表わす。
- 第 7 条無災害記録証の授与は、当該事業主の申請により調査の上、(一社) 所沢地区労働基準協会長が行う。
- 第 8 条(一社) 所沢地区労働基準協会長は無災害記録証交付後、無災害記録時間、期間に誤りを認めたときは無災害記録証を無効とする。
- 第 9 条この内規による無災害記録証名を(一社) 所沢地区労働基準協会長無災害証(記録証) と称する。
- 第10条この内規は、昭和 4 1 年 1 月 1 日以降に樹立された記録について適用する。
- 附 則第 4 条の別表は昭和 6 2 年 1 2 月 1 日より改正する。
- 附 則第 4 条の別表は平成 5 年 7 月 1 日より改正する。
- 附 則第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条及び、第 4 条別表の改正は、平成 9 年 1 0 月 1 日から適用する。
- 附 則第 7 条、第 8 条、第 9 条の改正は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から適用する。

業 種	事 業 場 の 規 模	
	労働者数 100 人未満	労働者数 100 人以上
林 業	3 万	6 万
土 石 採 取 業	9 万	1 8 万
建 設 業	1 7 万	3 4 万
食 料 品 製 造 業	1 7 万	3 4 万
織 維 工 業	3 0 万	6 0 万
織 維 製 品 製 造 業	4 8 万	9 8 万
木材・木製品製造業	8 万	1 6 万
家具・装備品製造業	9 万	1 8 万
紙・紙加工品製造業	2 1 万	4 2 万
出 版 ・ 印 刷 業	2 5 万	5 0 万
化 学 工 業	2 7 万	5 4 万
ゴ ム 製 品 製 造 業	2 2 万	4 4 万
なめしかわ・毛皮製造業	1 7 万	3 4 万
窯業・土石製品製造業	1 4 万	2 8 万
鉄 鋼 業	2 6 万	5 2 万
非 鉄 金 属 製 造 業	2 2 万	4 4 万
金 属 製 品 製 造 業	1 2 万	2 4 万
一般機械器具製造業	1 6 万	3 2 万
電気機械器具製造業	3 5 万	7 0 万
輸送用機械器具製造業	2 4 万	4 8 万
精密機械器具製造業	3 3 万	6 6 万
そ の 他 の 製 造 業	2 1 万	4 2 万
貨 物 取 扱 業	1 2 万	2 4 万
運 輸 業	3 0 万	6 0 万
電 信 ・ 電 話 業	3 5 万	7 0 万
電気・ガス・水道供給業	3 5 万	7 0 万
上 記 以 外 の 事 業	3 5 万	7 0 万